| | | |
|---|---|---|
| 自動車ガソリン（日本工業規格K二二〇二「自動車ガソリン」に規定するもののうち二号に限る。） | 「レギュラーガソリン」又は「レギュラー」 | 赤 |
| 自動車ガソリン（日本工業規格K二二〇二「自動車ガソリン」に規定するもののうち二号（E）に限る。） | 「レギュラーガソリン（E）」又は「レギュラー（E）」 | 紫 |
| 軽油 | 「軽油」 | 緑 |
| 灯油 | 「灯油」 | 青 |

**附　則**

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 規　則

## ○国家公安委員会規則第一号

民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第三項、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第五条第一項、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第七条第一項及び警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則を次のように定める。

平成二十四年三月十六日

国家公安委員会委員長　松原　仁

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則

（少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則の一部改正）

**第一条**　少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成十九年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「保護者の氏名」を「保護者の氏名（名称又は商号及び代表者の氏名）」に改める。

（古物営業法施行規則の一部改正）

**第二条**　古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号ニ中「その法定代理人の氏名及び住所」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）」を、「書類」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る次号イからニまでに掲げる書類）」を加える。

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

**第三条**　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号ニ中「その法定代理人の氏名及び住所」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）」を、「書類」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る次号イからハまでに掲げる書類）」を加える。

（犯罪捜査規範の一部改正）

**第四条**　犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第百七十八条第一項第十五号中「有無（もしあるときは、その氏名及び住居（法定代理人又は保佐人が法人であるときは名称又は商号、主たる事務所又は本店の所在地並びに代表者の氏名及び住居）」に改める。

別記様式第二十号、別記様式第二十二号及び別記様式第二十三号中

| 保護者 | |
|---|---|
| 氏名 | |
| 職業 | |
| 住居 | |

を

| 保護者 | |
|---|---|
| 氏名（名称又は商号及び代表者の氏名） | |
| 職業 | |
| 住居（主たる事務所又は本店の所在地） | |

に改める。

（行方不明者発見活動に関する規則の一部改正）

**第五条**　行方不明者発見活動に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「後見人」の下に「（後見人が法人の場合においては、当該法人の代表者その他当該法人において行方不明者の後見の事務に従事する者）」を加える。

**附　則**

この規則は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

# 告　示

## ○金融庁・農林水産省告示第五号

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（平成二十四年内閣府令第一号）の施行に伴い、平成十八年三月三十一日金融庁・農林水産省告示第九号（農業協同組合法第十条第六項第八号に規定する主務大臣の定める者等を定める件）の一部を次のように改正し、同令の施行の日（平成二十四年四月一日）から適用する。

平成二十四年三月十六日

金融庁長官　畑中龍太郎

農林水産大臣　鹿野　道彦

第三条中「第六条第一項第一号」を「第六条第一号イ」に改める。

第四条中「第六条第一項第四号」を「第六条第一号ニ」に改める。

## ○金融庁・農林水産省告示第六号

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（平成二十四年内閣府令第一号）の施行に伴い、平成十八年三月三十一日金融庁・農林水産省告示第十一号（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第六条第二項の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める者を定める件）の一部を次のように改正し、同令の施行の日（平成二十四年四月一日）から適用する。

平成二十四年三月十六日

金融庁長官　畑中龍太郎

農林水産大臣　鹿野　道彦

第一項中「第六条第二項」を「第六条第二号」に改める。